

バーチャル巡礼

——法然上人二十五霊場巡拝の一形態——

山 本 博 子

はじめに

諸国にわたる法然の遺跡を巡る法然上人二十五霊場は、宝暦十二年（一七六二）に京都如来寺の元住職であった霊沢が、僧俗からなる「行脚発起助縁講頭蓮衆」を組織して巡拝したことに始まる。霊沢はこの霊場への巡拝案内のために、明和三年（一七六六）に『円光大師御遺跡廿五箇所案内記』（以下『案内記』と略）を上梓した。法然の遺跡を巡る二十五霊場は宗門人の関心と呼び、その巡拝は盛んになっていったが、それとともに、法然の遺跡を巡る二十五霊場を「本霊場」と看做して、それを模倣した「うつし霊場」も各地につくられていった。しかし、「本霊場」や「うつし霊場」への巡拝を願いながらも、様々な理由により巡拝できない者にとっては、二十五霊場への巡拝は永遠に叶えることができない望みであつたと思われる。

小論は、江戸時代末期、法然上人二十五霊場への巡拝を願

いながらも、実際に巡拝できない者が、在宅のままで二十五霊場へ仮想の巡拝を行う方法を示し、他の人々にも仮想の巡拝を勧めていた『宗祖円光大師御遺跡廿五霊場拝参記』（安政三年（一八五六）霜月序、半紙本、紙縫り綴じ、全五丁、筆者架蔵。以下『拝参記』と略）について考察するものである。

一 『拝参記』施印の背景

『拝参記』は、「紀陽城南岡田邑」（紀伊国名草郡岡田村、現・海南市岡田）に住む出口尚香及び同行蓮友による施印本である。『拝参記』は冒頭に、

古語に流れを汲は。其源とを知れといへり源を知る人なんぞ。ながれを濁さんや。他宗の面々も皆夫々のみなもとを尊ミ順拝せし事むべなるかな。いわんや吉水の流れをくむ人大師の御誕生より御入滅の所をしらずして。命ち終らむ事。面々に汗して恥かしからずや。既に我らも二十五霊場をしらずして。幾春をすぎん事の。誠になげかしく思へどもけふの家業にいとまなければ。詣で得る事を。いまだ果さす。

と記し、霊沢の『案内記』の序文から抜粋した文章を示す。出口らが住む紀伊国には、法然上人二十五霊場第八番札所である報恩講寺（現・和歌山市大川）があることから、おそらく彼らは人づてに二十五霊場について知識を得ていたか、或いは、実際に二十五霊場を巡拝した人の話を伝え聞いていた可能性が考えられる。それ故、日々の仕事に追われ、巡拝できないことを嘆かわしく思っていたようである。しかし、もし彼らが住む近隣に本霊場を模倣した「うつし霊場」が存在したのであれば、本霊場への巡拝が困難であったとしても、「うつし霊場」を巡拝できるのであるから、嘆かわしく思うこともなかったと考えられる⁽²⁾。

そのような状況の中で、出口が記した『拝参記』の後序に、宝暦十二年洛西如来教寺霊沢上人祖道ヲ發揮シ巡拝二十有五所ヲ印楮ニ繡棗シ後昆ニ便リス。即チ霊跡案内記ヲ銘ス。其頃宿願ノ貴僧モ復多随喜シ小冊トシテ番外之遺跡ヲモ悉顯シ普ク海内ニ流布セハ祖恩ヲ報酎セン助ケナラント云云。予モ復此宿願有事久シ。今幸イニ此小冊ヲ得テ以大イニ随喜シ称名専修シテ居ナカラ順拝シ且亦朝夕之勤行ニモ美作ノ国誕生寺ヲ初二十五霊場毎ヘ参着ノ心ヲ以。称名百遍或ハ三百遍ツ、唱フレハ即チ心ニ余念ナク自ラ勇ミ宗祖之慈恩ヲ報酬セン一助ナラント云爾。

とあるように、二十五霊場巡拝を宿願としていた出口が、時期は分からないが霊沢の『案内記』を入手する。出口は『案内記』から、今まで詳しく知らなかった二十五霊場の各札所

寺院への経路・札所寺院の縁起・法然の御影・宝物などを知り得て大いに喜び、さらに、『案内記』を何度も読み返しながら、実際に自らが二十五霊場を巡拝しているかのように、二十五霊場巡拝のイメージを深めていったと考えられる。「称名専修シテ居ナカラ順拝シ」と記されているが、これは出口が念仏を称えながら『案内記』を直接読むか、或いは、『案内記』の文章を思い浮かべ、念仏を称えながらイメージの中で仮想の二十五霊場の巡拝を行っていたことを表した記述である。また、出口は、朝夕の勤行においても、巡拝のために二十五霊場の各札所へ到着したイメージを浮かべて、念仏を称えていたのである。

このような出口の念仏実践を生む背景は、彼自身が熱心な念仏者であったことに由来するだけでなく、『案内記』の記述内容にも関係があると思われる。霊沢は『案内記』を「^(専修)せんじゆの^(同行)どうぎやうにんに、^(案内)あないせん」（二丁裏）ための書であると記しており、二十五霊場の巡拝者が道中や宿で念仏を称えることや、札所での念仏の称え方など巡拝中の念仏の心得について一切記していない。しかし、出口は『案内記』の記述から、二十五霊場巡拝の道中および札所で念仏を称えることこそ二十五霊場の巡拝の目的である宗祖法然への慈恩報酬に叶うことであると読み取ったと思われる。法然の遺跡巡拝と念仏との関わりについては、例えば、念仏行者徳

バーチャル巡礼（山 本）

本（一七五八～一八一八）の信者であつた名村愚仙が『円光大師御遺跡四十八所口称一行巡拝記』（文化一三年〔二八一六〕刊）に、法然の遺跡を巡拝する時には、「道すがらもろくの世語をまじゆる事なく、唯々道中口称一行念仏三昧を修し」（二丁裏）と記している。このように二十五霊場の巡拝においても、札所においては言うに及ばず、道中でも念仏を称えるのが巡拝者の本来の姿と看做していたのである。したがって、出口は念仏を称えながら、イメージの中で仮想の巡礼を試みていたのである。そして、『拝参記』に「同行同伴蓮友の方々随喜を希ふものなり」と記されるように、出口は多くの念仏の信者にも、宗祖法然への慈恩報酬の一助となる自らが実践している仮想の巡礼を行って欲しいと願うようになったと考えられる。

二 『拝参記』に示す仮想の巡拝の方法

出口のように霊沢の『案内記』を所持している者は、二十五霊場巡拝のイメージを浮かべることが可能であるが、『案内記』を所持していない者にとっては容易なことではない。そこで、出口は『案内記』を実際に読まなくても、二十五霊場巡拝のイメージを喚起させるための方法を考案する。『拝参記』には、

居ながら大師の御旧跡を巡拝とくわだて線香一本を一里又八人々

の機根により十里とかき定め念仏とのふれば必たましひハ霊場にまいるなり。

と記す。一般に巡礼は、①巡礼対象の聖地（札所）、②巡礼者、③聖地へ空間移動する巡礼路という三つの要素から成り立っている。③『拝参記』に記す「居ながらの巡拝」は、仏壇の前で線香を供えて朝夕の勤行をする中でなされるのであるから、①の巡礼対象の聖地（札所）は、仏壇に祀られる阿弥陀如来・善導・法然および仏壇の莊嚴で代替される。二十五霊場の巡拝対象は法然の御影であるが、『拝参記』は仏壇内の法然の御影のみを巡拝対象にしていたとは考えられない。②の巡礼者は勤行する当事者である。③の聖地へ移動する巡礼路は、巡礼路を歩くという行為を念仏を称えることに代替している。このように『拝参記』に記す「居ながらの巡拝」は、実際の巡礼行動を代替したものはあるが、巡礼の三要素を満たしている。さらに、「居ながらの巡拝」では、線香一本が燃え尽きる間に称える念仏の数（時間）を歩く距離に換算して、仮想の巡拝をより現実に近い方法で考案している。そのために『拝参記』では、二十五霊場の第一番美作誕生寺から第二十五番京都知恩院までの各札所の所在地と寺院名を挙げて、札所寺院をイメージさせるとともに、各札所寺院名の下に、第一番誕生寺の場合は「紀州若山ヨリ大坂夫ヨリ播州姫路へ行道ノリ三十五里」と記し、第二番讃岐法然寺の

場合は、「ミマサカ誕生寺ヨリ十八里」というように、第二十五番知恩院までの札所間の距離をそれぞれ記しているが、ここでは略記する。①美作誕生寺―十八里―②讃岐法然寺―二十五里―③高砂十輪寺―六里―④尼崎如来院―四里半―⑤勝尾寺二階堂―七里半―⑥四天王寺念仏堂―八丁―⑦一心寺―十四里半―⑧報恩講寺―十八里―⑨当麻奥院―四里―⑩香久山法然寺―七里―⑪奈良大仏龍松院―二十八里―⑫伊勢欣浄寺―三十里―⑬清水瀧山寺―十一丁―⑭小松谷正林寺―二里半―⑮伏見源空寺―二里半―⑯粟生光明寺―二里―⑰嵯峨二尊院―十八丁―⑱愛宕月輪寺―二里余―⑲寺町法然寺―五丁―⑳誓願寺―一里余―㉑大原勝林寺(院)―十八丁―㉒知恩寺―廿一丁―㉓清浄華院―廿二丁―㉔金戒光明寺―十五丁―㉕知恩院。そして、最後に「右 道法り合シ凡二百五里」と総距離を記している。靈沢の『案内記』はすべての札所間の距離を記していないことから、『拝参記』が何に依拠して札所間の距離を記したのか不明である。また、『拝参記』に記す札所間の距離は正確でないところもあるが、ともかく第一番誕生寺への距離と札所間の距離を記すことにより、二十五霊場を巡拝するイメージを思い浮かべる仕掛けを作っている。

『拝参記』は札所間の距離を示した後に、「大師御詠」として、「雪の中に仏のみなをとのふれはつもれるつミもやかて

きへなん／あみた仏ともうす計をつとめて浄土のしようこむ見るそうれしき／月かけのいたらぬ里はなけれどもなかる人の心にそすむ／し、てのち我身にそゆるたからとは南無阿弥陀仏にしくものはなし」の四首を記す。これらは『案内記』で、第二十三番清浄華院・第九番当麻奥院・第十八番月輪寺の札所詠歌と、第二十五番知恩院の解説の中で引用される「宝の名号」に記された和歌である。もし、詠歌を唱えることを以って、霊場巡拝のイメージを浮かばせるのが目的であれば、二十五ヶ所すべての札所詠歌を記すはずであるが、四首の詠歌のみを挙げた理由は判然としない。

おわりに

『拝参記』の施印によつて、念仏を称えながらイメージの中で行う仮想の二十五霊場巡拝は弘められたと思うが、どれほどの人々に受け入れられたのかは分からない。ただ同様の発想は、安政四年(一八五七)に刊行された赤西七三郎の『二十五霊場道案内記』に、「もし叶^{かな}わぬ人ハはるかに御旧跡^{きうせき}を思ひやり念仏をはげミ奉り玉ハゞ、これ又順拝するに同じき者か」(六丁表)と記されていて、出口とほぼ同様の念仏を称えながらの仮想の霊場巡拝を説く。しかし、赤西の著書はあくまでも実際に二十五霊場を巡拝するための道案内記であり、巡拝ができない人を前提に、仮想の巡拝を説くものでは

バーチャル巡礼（山 本）

ない。

このように『拝参記』は、実際には二十五霊場を巡拝せず、在宅のまま、念仏を称えながらイメージの中で行う仮想の巡拝方法を示し、かつ、その実践を人々に勧めている史料であり、このような巡拝方法が実在したことは、法然上人二十五霊場研究のみならず、日本の巡礼研究の中でも注目すべきものである⁽⁵⁾。

1 岡田村には、専称寺・地福寺の二ヶ寺の浄土宗寺院があるが、彼らがどちらの寺の檀家か不明である。

2 和歌山県内の二十五霊場の「うつし霊場」は、梶取の総持寺第四二世妙空辯才（一八二〇～一八二四住職）の時に二十五霊場のお砂踏みがあったが、安政期に行われていたか不明である（拙稿「法然上人二十五霊場のミニチュア霊場」（『宗教研究』三四七、二〇〇六）参照）。これ以外に和歌山県内の「うつし霊場」は確認していない。

3 田中智彦「日本における諸巡礼の発達」（『聖地を巡る人と道』岩田書店、二〇〇四）参照。

4 拙稿「法然上人二十五霊場と御影信仰」（『日本宗教文化史研究』一一一～一二〇七）参照。

5 船田淳一は「聖地巡礼と心・体」（『アジア遊学』一一五）において、先行研究に依拠し、「観想（イメージ）の中の巡礼」が、「多層的な巡礼形態の一角に存在していたのであり、今後の巡礼研究において〈擬似的巡礼〉という視座の有効性も検証していく必要があるだろう」とする。船田は「観想（イメージ）の

中の巡礼」の一例として、「山王運心供養」が一般の男女が易行として行うことができる可能性のある作法とする和田光生の見解（『西教寺正教蔵『運心巡礼秘記』について』（『大津市歴史博物館研究紀要』一四、二〇〇七））を挙げるが、和田は易行として実践された史料を挙げて傍証していない。

〈キーワード〉 法然、二十五霊場、バーチャル巡礼

（佛教大学職員）